

祝成人 誓いを新たに 田上町成人式



2015
平成27年



広報 たがみまち

水ずな

4
No.545

あなたと行政とをむすぶ “情報誌”

平成27年度 町の基本方針をご紹介します (施政方針)



町の発展と満足度を実感していただけるまちづくり

平成27年度当初予算が町議会3月定例会で可決されました。

佐藤町長は施政方針演説の中で、「町民の満足度を高めるため、重点プロジェクトとして位置づけている事業については、優先的・積極的に実施し、長期的視点に立った的確・円滑な行政運営を基本としながら「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち田上」の実現可能な予算づくりを行いました。今年度もソフト事業に重点をおきながら、町民みなさまから町の発展と満足度を実感していただけるようアイデアに富んだ事業を提案していきます。」と決意を述べました。

施政方針と予算概要は次のとおりです。

自然と調和した 安全で快適な 暮らしの創造

◆土木関連事業

国道403号バイパス整備は、活発な交流を支え活力ある町づくりを推進する重要な役割を果たすものであり、早期整備促進のための要望活動等の成果として、道路築造工事が着々と進んでおり、平成26年5月には町道本田上・横場線から才歩川を越えて県道新潟・五泉・間瀬線まで供用開始となりました。

今後は、JR田上駅裏の町道中店後藤1号線までの早期供用開始に向けての要望を行っていきます。

◆水害対策関連事業

山田川改修は、平成26年度全区間の改修が完了し、「水害のないまちづくり」に一步前進したと考えています。また、加茂川の堤防嵩上げ工事が平成26年度に引き続き行われる予定のほか、五社川改修工事についても再開される予定です。

◆消防・防災関連事業

消防団活動を行うにあたり、

健康でやさらかな 暮らしの創造

機動性及び消防力の向上を図るため、引き続き積載車及び消防ポンプの更新を行い、消防力の向上を図るほか、消防団員の安全確保のため、全分団にライフジャケットを配備し装備の充実を図ります。また、町内に約1850本設置されている防犯灯全てをLED灯へ交換し、電気料の削減と蛍光灯などの消耗品などの節減に努めます。

◆福祉・健康づくり関連事業

「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年を見据え、認知症対策、在宅医療と介護との連携、地域の生活支援に必要な取り組みをより一層発展させる必要があります。

これから親になる両親向けに妊娠や育児が楽しめるイメージが持てる「両親学級」の充実や、子育ての不安を取り除く「2ヶ月児学級」を開設します。また、生活習慣病やがん予防とともに、疾病の早期発見・早期治療のため、特定健診とがん検診を組み合わ

せた半日ミニドックを新たに実施し、受診者の利便性向上を図ります

豊かさこそ生きがい

満ちた暮らしの創造

◆教育関連事業

今年度より新教育委員会制度が施行されます。これにより、総合教育会議を設置して教育委員会と十分意思疎通を図りながら、地域の教育の課題やあるべき姿を協議・調整し、「教育、学術及び文化の

振興に関する総合的な施策」を策定していきます。また、町で掲げる「田上の12か年教育」の理念である「田上の子は田上で育てる」を効果的に推進するため、子育て支援体制の充実と園児や児童の環境を整備し、「教育のまち田上」を推進していきます。

竹の友幼児園では、園児の遊びや集団生活を通して自律心を養い、好奇心と遊ぶ意欲を育てる教育を実践しながら、基本的生活習慣を身につけさせ、アプローチプログラム、スタートカリキュラムの実践をとおして、小学校へのスム

ーズな移行を目指していきます。

小中学校では、小学校で実施してきた「算数や外国語活動」と中学校で取り組む「数学や英語」や「理科」を中心に、田上町教育研究協議会や近隣大学等の協力を得ながら、教育活動の評価や改善をとおして、教育課程、接続プランを具体化するとともに、家庭・地域団体等の連携の下、道徳教育、キャリア教育を推進していきます。

◆生涯学習関連事業

生涯学習推進計画に基づき、事業を推進し満足度の高い明るく・豊かな人づくり・地域づくりを目指します。

社会教育では、社会教育団体の育成支援と情報発信を通じて、近隣大学との連携を図りながら各種教室・講座や青少年活動事業を開始していきます。

体育スポーツ関係では、毎年開催している佐藤杯駅伝競走大会を始め、各種スポーツ大会を開催します。また、羽生田野球場は、今年度より指定管理者制度を導入しました。

にぎわいと活力

あふれる暮らしの創造

◆農林業関連事業

従来から行っている「環境保全型農業直接支援事業」の取り組みを引き続き継続して行います。国・県・町の基本方針等の計画を基とした取り組み団体での計画書の作成や、交付金交付事務等を含め、引き続き支援を行っていきます。

◆商工観光業関連事業

平成25年度より保証料補給を行っている「新潟県小口零細企業保証制度資金」及び「不況対策等緊急特別資金」をはじめとした制度資金の貸付事業や保証料補給を継続し、工業の育成・振興を図っていきます。

本田上工業団地については、進出企業はまだ2社ですが、403号バイパスの新潟市との開通も平成30年頃と目途が立ってきました。引き続き販売の促進と企業誘致に努めていきます。

町の観光施設では、椿寿荘、総合公園Y・O・U・遊ランドに

続いて、湯つ多里館についても平成27年1月より指定管理者制度に移行しました。町としても指定管理者の特性を活かした施設運営が行えるようサポートします。

また、観光関連では、新潟の歴史、文化、芸能、四季の自然、食などをテーマとして、町でも多くの観光客誘致に努めていきます。

創意ときぎずなが支える

魅力ある暮らしの創造

◆総務関連事業

少子化関係では、子育てのしやすい環境整備という観点から、乳幼児用品購入費助成事業や、子育て応援米支給事業を新規で行います。また、昨年初めて実施した独身男女の出会いサポート事業は、大勢のカップルが誕生した実績がありますので、引き続き継続し、人口減少対策に積極的に取り組んでいきます。

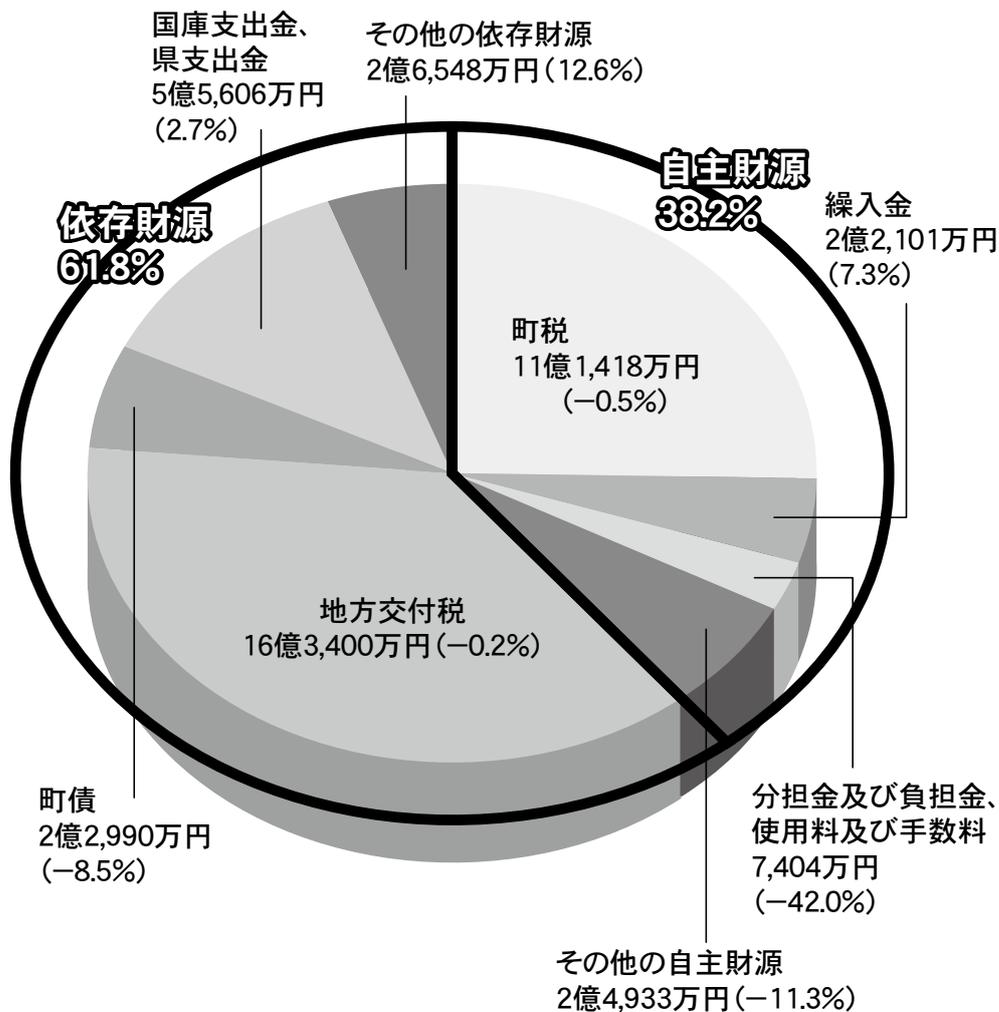
平成28年から運用が開始される「社会保障・税番号制度」において、個人番号の付番やカードの発行などに必要となるシステム整備を行います。

まちづくり関連では、懸案事業であった「(仮)生涯学習センター」の建設を契機に複数の拠点を整備し、新たな町づくりのコンセプトを「動」と「静」として、「動」はにぎわい創出、「静」は学びの空間として交流人口の増加を図り、国が推進しているコンパクトシティ構想によるまちづくりを推進していかねばなりません。そのためには、役場前の国道403号バイパス脇には、にぎわい創出を計るため「動」の空間として、「道の駅」を併設した生涯学習機能を含む「(仮称)地域交流会館」を、原ヶ崎交流センターには、「静」の学びの空間として図書館機能を有する施設として位置づけ、基本構想・基本計画を策定します。また、その策定に関して町民の意見を聞く機会を設けるため、外部組織で構成する「検討委員会」を立ち上げ検討していきます。

平成27年度一般会計予算

43億4,400万円

平成27年度の一般会計当初予算額は43億4,400万円で、前年度に比べ5,600万円(1.3%)の減、特別会計当初予算総額は41億6,749万8千円で前年度に比べ6億6,028万4千円(18.8%)の増となりました。

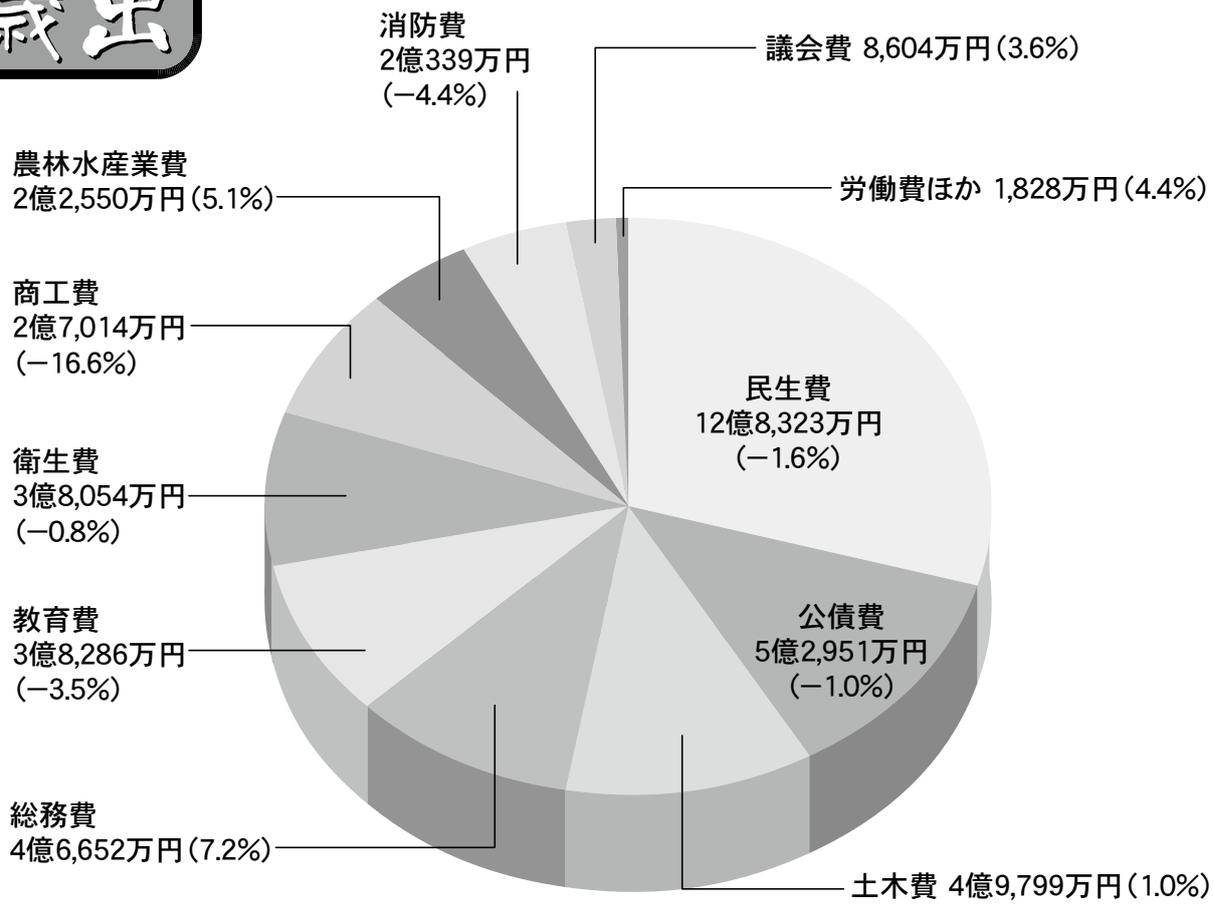


歳入

- 【町税の内訳】**
- 町民税 …………… 4億7,748万円
 - 固定資産税 …………… 5億248万円
 - 軽自動車税 …………… 3,191万円
 - 町たばこ税 …………… 6,256万円
 - 入湯税 …………… 3,975万円
- 【その他の自主財源の内訳】**
- 財産収入 …………… 189万円
 - 寄附金 …………… 30万円
 - 繰越金 …………… 5,000万円
 - 諸収入 …………… 1億9,714万円
- 【その他の依存財源の内訳】**
- 地方譲与税 …………… 6,600万円
 - 利子割交付金 …………… 190万円
 - 配当割交付金 …………… 500万円
 - 株式等譲渡所得割交付金 …… 700万円
 - 地方消費税交付金 …… 1億5,000万円
 - ゴルフ場利用税交付金 …… 2,000万円
 - 自動車取得税交付金 …… 1,000万円
 - 地方特例交付金 …………… 400万円
 - 交通安全対策特別交付金 …… 158万円

歳入合計
43億4,400万円

歳出



- 万円未満の数字は整理しています。
- ()内は対前年度比です。

歳出合計 43億4,400万円

特別会計 41億6,749万8千円

内 訳		予 算 額 (前年度比)
下水道事業特別会計		7億3,140万円 (83.2%)
集落排水事業特別会計		7,940万円 (2.3%)
国民健康保険特別会計		15億3,700万円 (14.3%)
後期高齢者医療特別会計		1億900万円 (1.5%)
訪問看護事業特別会計		3,990万円 (1.5%)
介護保険特別会計		13億1,700万円 (10.6%)
水道事業特別会計	収益的支出	2億6,826万2千円 (-0.6%)
	資本的支出	8,553万6千円 (9.9%)

総務費 37,493円 	公債費 42,555円 	民生費 103,129円 	町民1人あたりに使われるお金 約349,112円 <small>平成27年3月31日現在 人口12,443人</small>
商工費 21,710円 	衛生費 30,583円 	教育費 30,769円 	土木費 40,022円
労働費ほか 1,469円 	議会費 6,915円 	消防費 16,346円 	農林水産業費 18,123円

平成27年

第1回

田上町議会定例会 平成27年度予算を可決

3月2日、第1回町議会定例会が招集され、24日までの会期で開催されました。提案した議案は合計33議案で、所管の常任委員会及び予算審査特別委員会に付託審議され、いずれも原案どおり可決されました。

専決処分

- ▼平成26年度田上町一般会計補正予算(第6号)
 - ▽歳入歳出とも622万9千円を追加し、総額を46億3525万1千円としました。
 - 2月までの降雪による除雪に伴い、除雪関係経費が不足したため、概ね3回分の関係経費を増額しました。

条例の制定・一部改正・廃止

- ▼田上町横場運動広場設置条例の制定
- ▼田上町教育長の職務に専念す

る義務の特例等に関する条例の制定

- ▼特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
- ▼町長及び副町長の旅費に関する条例の一部改正
- ▼田上町特別職報酬等審議会条例の一部改正
- ▼特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ▼田上町行政手続条例の一部改正
- ▼財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正
- ▼田上町安全で安心なまちづくり条例の一部改正
- ▼田上町社会教育委員設置条例の一部改正
- ▼田上町青少年問題協議会設置条例の一部改正
- ▼田上町立保育所条例の一部改正
- ▼田上町営野球場条例の一部改正
- ▼田上町介護保険条例の一部改正
- ▼田上町道路占用料徴収条例の一部改正
- ▼田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の廃止

指定管理者の指定

- ▼田上町営羽生田野球場の指定管理者の指定
- ▽総合公園Y・O・U・遊ランドの指定管理者である「環境をサポートする株式会社きらめき」よりY・O・U・遊ランドとの一体的な管理運営を行いたいとの申し出があり、指定管理者としての施設運営について、書類及び提案内容のヒアリングを行い、審査した結果、スポーツ施設と観光施設のそれぞれの利点を活かし、今まで以上に両施設の有効活用が見込めることから、同社を指定管理者と指定しました。

補正予算

- ▼平成26年度田上町一般会計補正予算(第7号)
 - ▽歳入歳出とも1億6056万5千円を減額し、総額を4億7468万6千円としました。
- 【主な内容】
 - 年度末に至り、事業がほぼ確定した事により、収入支出それぞれ増減整理を行いました。

▼同年度一般会計補正予算(第8号)

- ▽歳入歳出とも7800万8千円を追加し、総額を45億5269万4千円としました。

【主な内容】

- ▼地域住民生活等緊急支援のための交付金が創設され、関連経費を追加しました。この交付金を活用し、プレミアム率を20%に設定した商品券の発行や、割引率を33%とした湯ったり旅行券の発行などを行います。

▼同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

- ▽歳入歳出とも403万4千円を減額し、総額を1億406万4千円としました。

▼同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)

- ▽歳入歳出とも108万5千円を追加し、総額を4065万8千円としました。

▼同年度田上町介護保険特別会計補正予算(第3号)

- ▽歳入歳出とも8260万円を減額し、総額を11億2120万円としました。

▼同年度田上町水道事業会計補正予算(第2号)

- ▽予算3条に定めた収益的支出の水道事業費用予定額を516万1千円を減額し、2億6475万円としました。

新年度予算

- ▼同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
 - ▽歳入歳出とも1950万円を追加し、総額を14億7400万円としました。
- ▼平成27年度田上町一般会計予算及び特別会計予算
 - ▽いずれも原案どおり可決されました。(4〜5ページ参照)

「田上町総合計画審議会」・「総合戦略策定会議」の委員募集!

～小さな元気が集まって大きな元気に～

「キラリと輝く」元気なまちづくりにみなさんの力を!

「やさしさと豊かさでキラリと輝くまち 田上」をテーマに「第5次田上町総合計画」が策定されてから3年、田上町は「キラリと輝くまち」に近づいていますでしょうか。

町民、企業、学校と行政が一緒になって取り組み、「キラリと輝く」ところが少しずつではありますが現れてきているように感じます。これからもっと「輝けるまち」になるためには、小さくても輝いている「元気」を増やしていくことが必要です。

「田上町総合計画」には、そのために必要なことが盛り込まれています。また、これから策定する「総合戦略」は、地域の実情に合わせ、地域が元気になるために必要なことを盛り込みます。

そこで、町では「田上町総合計画」を審議し、進行状況をチェックしていただく「総合計画審議会」、および、「地方版総合戦略」策定のための「総合戦略策定会議」の委員を募集いたします。なお、「総合計画」と「地方版総合戦略」は、どちらもこれからのまちづくりのための重要な計画であり、切り離して考えることができませんので、2つの委員を兼ねていただきます。

小さな「元気」で町をいっぱいにして「やさしさと豊かさでキラリと輝く『元気な』まち 田上」を一緒に実現させるため、あなたの力と経験とアイデアを貸していただけませんか。

●「総合計画」と「地方版総合戦略」、「審議会」と「策定会議」とは・・・

	総合計画	地方版総合戦略
計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> 田上町における最上位の計画にあたります。 計画期間は、平成24年度～平成33年度までの10年間です。 10年間の方向を定めた「基本構想」と、5年ごとの具体的な施策を定めた「基本計画」で構成されています。 毎年、「基本計画」に定めた事業について評価を行い、審議会で評価の妥当性を審議しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 田上町の将来の人口に関する目標を設定し、それに向けて「ひと」「しごと」の流れを創り、「まち」を創るための計画です。 計画期間は、平成27年度～平成31年度までの5年間です。 人口に関する目標を定めた「地方人口ビジョン」と、具体的な施策および目標値を定めた「地方版総合戦略」で構成されています。 毎年、「基本計画」に定めた事業について評価を行い、審議会で評価の妥当性を審議しています。
委員会の概要	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の会議は、基本的に年1回開催します。 町がPDCAサイクルを回して、基本計画の進行状況に関し評価した内容について、審議します。 平成28年度からは、平成29年度からの5年間を対象とした「後期基本計画」策定についても、審議します。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会の会議は、年4回程度（5、7、8、10月の予定）開催します。 町長が諮問する「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の内容について、様々な視点から審議し、結果を答申します。 策定後は、戦略の進行状況について町が評価した内容を審議し、町に対して提言します。

●募集要項

1. 募集人員	若干名
2. 応募資格	次のすべての要件を満たす方 (1) まちづくりに関心を持ち、積極的に意見を述べるができる方 (2) 田上町に在住している満18歳以上の方（平成27年4月1日現在）ただし、高校生は不可 (3) 年間4～5回程度平日開催する会議に出席できる方 (4) 国、地方公共団体の議員又は常勤の公務員でない方
3. 任期	平成27年5月9日から平成29年5月8日まで（再任可）
4. 審議会委員の業務内容	(1) 総合計画基本構想・基本計画の及び評価に関する調査及び審議 (2) 地方版総合戦略の策定に関する調査及び審議
5. 応募書類、提出方法	(1) 応募用紙（町ホームページ又は役場総務課にて配布します。） (2) まちづくり提案書 テーマ：「やさしさと豊かさでキラリと輝くまちづくり」 ※『提案書』は、指定されたテーマについてのご意見を、概ね400字以内にまとめてご記入ください。 ※様式は任意の様式で結構です。 (3) 提出方法：持参、郵送、ファックス、電子メールいずれかにより提出ください。 (4) 提出先：田上町役場総務課 〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070 FAX57-3112 電子メール：t2222@town.tagami.niigata.jp
6. 応募締切	平成27年4月30日（木）※必着
7. 選考方法	応募用紙、提案書をもとに審査し決定させていただきます。
8. 報酬	町の規定により、日額報酬5,000円と費用弁償1,100円を支給します。

問い合わせ：役場総務課企画財政係 ☎57-6222

平成27年度から 介護保険制度の

ここが変わります!

4月から「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」を大きな目的として介護保険制度が順次改正されます。主な改正点をまとめましたので、ご紹介します。

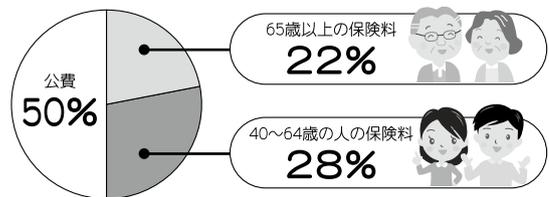
平成27年4月から

1. 介護保険料が変わりました

介護保険制度の見直しにより介護保険の財源の負担割合が、65歳以上の人は22%（従来は21%）、40～60歳の方は28%（従来は29%）に変わりました。また、介護保険に必要な費用が増大し介護保険料の上昇が避けられないなか、低所得の方の介護保険料の負担軽減のため、所得段階区分を6段階から9段階に細分化しました。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）

※平成27～29年度の割合です



2. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所基準が変わりました

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象となりました。

ただし、すでに入所している要介護1・2の方（要介護3以上から要介護1・2に状態が改善された場合も含む）や、制度改正後に要介護3以上で新規入所したのち要介護1・2に状態が改善された場合でも、やむを得ない事情があれば、引き続き入所できる経過措置が設けられています。また、要介護1・2の方でも、在宅での生活が困難で、認知症や虐待など、やむを得ない事情があれば、特別で新規入所が認められる場合があります。

3. 多床室の居住費が変わります

施設サービスを利用したときの、多床室の居住費（光熱水費相当分）が変わります。また、介護老人福祉施設の多床室については、今まで負担していなかった室料相当分も居住費に加わります。なお、低所得の方の介護老人福祉施設の多床室の居住費については、補足給付されます。

平成27年8月から

4. 一定以上の所得がある方は利用者負担が2割になります

一定以上の所得（本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者<65歳以上の方>の年金収入+その他の合計金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯346万円以上）がある方がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。これにともない、要支援、要介護の認定を受けた方全員に、利用者負担の割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

平成27年8月から

5. 高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります

同じ月に利用した介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に「現役並み所得者（同一世帯に課税所得145万円以上の方がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上）」を新設し、上限額を設定します。

◆利用者負担の上限(1か月)

平成27年7月までの所得での段階区分		平成27年8月からの所得での段階区分	
利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)	利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●一般	37,200円	●現役並み所得者	44,400円
●住民税世帯非課税	24,600円	●一般	37,200円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	●住民税世帯非課税	24,600円
●生活保護の受給者	15,000円(個人)	・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円	●生活保護の受給者	15,000円(個人)
		●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

6. 高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の介護保険サービス費と医療費の自己負担（それぞれサービスの限度額適用後の自己負担）が一定の限度額を超えたときに、超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」の限度額が、70歳未満の人に限り平成27年8月の計算期間分から変更されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額(年額/8月～翌年7月)

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人		所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
	平成26年8月～平成27年7月	平成27年8月～			
901万円超	176万円	212万円	現役並み所得者	67万円	67万円
600万円超901万円以下	135万円	141万円	一般	56万円	56万円
210万円超600万円以下	67万円	67万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
210万円以下	63万円	60万円	低所得者Ⅰ*	19万円	19万円
住民税世帯非課税	34万円	34万円			

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
 ●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

7. 特定入所者介護サービス費等の給付要件が変わります

現在、対象となる方に、「介護保険負担限度額認定証」を発行して介護保険施設入所等にかかる食費・居住費の負担軽減を行っているものについて、以下の要件が追加されます。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合
- ①、②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費等の給付対象にはなりません。

前2ページにわたってご紹介しました介護保険の制度改正を受け、田上町の65歳以上の方の介護保険料は、平成27年4月より下表のとおり改定されました。3月末に全世帯へ配布したチラシでもご案内しましたが、重ねてお知らせいたします。ご理解とご協力をお願いします。

平成24～26年度の保険料額

段階	対象者	保険料額 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・生活保護受給者 	28,800円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の年金収入等の合計が80万円以下の方 	28,800円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の方 	43,200円
第4段階 (基準額)	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯内に町民税課税の方がいるが、本人は町民税非課税の方 	57,600円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方 	72,000円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方 	86,400円

平成27～29年度の保険料額

段階	対象者	保険料額 (年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方 ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の年金収入等が80万円以下の方 ・生活保護受給者 	34,800円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の年金収入等が、80万円超120万円以下の方 	52,500円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員が町民税非課税で、本人の前年の年金収入等が120万円超の方 	52,500円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人の前年の年金収入等が80万円以下の方 	62,600円
第5段階 (基準額)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）で、本人の前年の年金収入等が80万円超の方 	69,600円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方 	83,500円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方 	90,400円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方 	104,400円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方 	118,300円



※年金収入等とは、課税年金収入額と合計所得金額の合計のことです。

今回ご紹介した内容でご不明な点はお問い合わせください。

介護保険料・制度改正に関する問い合わせ：役場保健福祉課福祉係 ☎57-6112

154名が新成人へ

3月21日、20歳の門出を祝福するかのような晴天の下、田上町成人式が町民体育館で開催されました。

田上の成人式は、新成人で構成する実行委員が主催しています。毎年、委員の皆さんは工夫を凝らした企画を行い、成人式を盛り上げています。今年も実行委員長へインタビューを行いました。



実行委員長 山口さん

【成人式実行委員長 山口元気さんインタビュー】

①成人になった今の気持ち

成人になったということは社会から見られる目が変わります。自分の行動に責任を持つこと。何をすべきかを考え、それを行動すること。これらができる社会人になりたいと思います。

②今回の企画に込めた思いは？

実行委員の企画として写真スライドショーを作成しました。写真スライドショーを用いて、この田上町で出会い共に成長した仲間、時には厳しく時には優しく指導してくれた先生方に感謝し、各々のステップへと活躍して欲しいと思い作成しました。

③田上の良い点、悪い点

良い点 自然豊かであること。

悪い点 良い点である自然豊かでいい町であることのアピールが弱いということ。

④今の田上町について一言どうぞ！

10年、20年経っても自然豊かで美しい田上町であって欲しいです。



新成人154人中、男性55人、女性62人が式典へ参加



全員で記念撮影



全国大会出場おめでとう

第37回全国JOCジュニアオリンピックカップ

春季水泳競技大会 女子50m自由形

土橋 ^{ひかる} 輝さん（羽生田）

土橋さんは3月26日から開催される大会前日に町長へ表敬訪問されました。「週6回スイミングスクールに通って練習をしています。大会ではぜひ決勝に残れるように全力を出し切ります。と意気込みを語ってくれました。

INFORMATION
お知らせ

田上町役場
☎57-6222

(代表電話)

■各課直通電話です。

- 総務課 ☎57-6222
- 地域整備課 ☎57-6223
- 産業振興課 ☎57-6225
- 農業委員会 ☎57-6226
- 町民課 ☎57-6115
- 保健福祉課 ☎57-6112
- 教育委員会 ☎57-6114
- 会計課 ☎57-6116
- 議会事務局 ☎57-6300
- 田上町公民館 ☎57-3114

緑あふれる町に

記念樹贈呈事業

町では緑を愛する町民のしあわせを祈り、また全家庭植樹の推進を図るため左記に該当する方へ記念樹を贈呈しています。

▽対象者および樹種

- ・お子様の誕生のとき・・・キンモクセイ、あじさい、ハクモクレン、ハナミズキ、さくら、むくげ
- ・結婚のとき・・・さざんか
- ・住居を新築したとき・・・越の梅

※配布時期に町内に住所がある必要があります。

▽配布方法

年2回(春・秋)配布を行っています。(新築については秋のみの配布)
時期になりましたら対象の方

へ、役場よりお知らせのハガキを送付します。

▼問い合わせ

役場産業振興課農林係
☎57-6225

林野火災を防ごう!

春の行楽シーズンの到来とともに屋外での活動が増えてきます。この時期は降水量が少なく空気が乾燥して林野火災が発生しやすい気象条件になります。

次の点に注意して林野火災を防ぎましょう。

▼枯れ草のある火災が発生しやすい場所では、たき火をしない。

▼強風、乾燥時にたき火をしない。

▼たばこの吸い殻は必ず灰皿に捨てる。また、絶対に投げ捨てはしない。

▼問い合わせ

加茂地域消防署

☎52-1770

加茂地域消防署・田上出張所

☎57-5300

**「携帯電話ジャマー」は
免許が必要!!**

携帯電話の普及により、劇場やコンサート会場などで携帯電話等の呼び出し音の防止や、企業や家庭内のセキュリティ対策のため、「携帯電話ジャマー」と証する装置を取り付けるケースが見られます。

この装置は、「微弱な電波を使用」、「設置に許可は不要」などとして販売されていますが、使用する場合には、一定の条件のもとで、無線局の免許を受ける必要があります。

もし、免許を受けずにこれらの装置を使用すると、携帯電話など他の無線局に妨害を与え、電波法違反となり処罰の対象となりますので、安易に購入することのないようご注意ください。

▼問い合わせ

総務省信越総合通信局

総合通信相談所

☎026-234-9961

放射線測定結果をお知らせします

■測定結果(通常の範囲内でした)

測定日時 3月20日	測定場所	天候	測定結果(マイクロシーベルト/毎時) 通常の測定範囲内(0.016~0.16マイクロシーベルト/毎時)		
				今月	先月
11時20分~	田上町役場	曇り	駐車場	地上1m 0.074	0.078
				地上50cm 0.080	0.078
				地上10cm 0.076	0.072
			側溝	底面10cm 0.070	0.080

問い合わせ：役場総務課庶務防災係 ☎57-6222

電気・水道・ガス工事、リフォーム等

なんでもお気軽にご相談ください♪

電気・上下水道給排水・ガス・浄化槽・IT・家電

(有)滝沢電気商会

田上町大字田上丙 1360 (湯田上)

☎57-2361 FAX57-5071

有料広告

庭の手入れ・家事の手伝い・その他何でもご相談ください

生活サポートセンター

けあーず

あ!こんなとき
お電話ください

たけのこたすけ

E-mail : care-s@goo.jp

田上町大字川船河1330-5 tel 0256-57-1055 fax 0256-57-1056

ホームヘルパー 生活援助・身体介護等いたします

有料広告

20歳になった方へ

国民年金の加入手続き お済みですか？

国民年金は20歳になったら学生・社会人を問わず全員が加入する制度で、60歳までの40年間保険料を納めることにより満額の老齢基礎年金を受けられる仕組みとなっています。

保険料を納めていない期間がある、もしものときの障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があるばかりか、老後の支えとなる老齢基礎年金が減額されます。未納期間が多く保険料の納付要件を満たさなければ老齢基礎年金だけでなく、老齢厚生年金や退職共済年金も受けられなくなります。

年金について身近に感じられず、まだ先のことと思われるかもしれませんが、この機会に自分自身の将来を考えて、20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めましょう。収入が少なく保険料の納入が困難な場合は「学生納付特例」、「若年者納付猶予制度」や「申請免除」といった保険料の免除制度を活用しましょう。

なお、すでに厚生年金・共済組合に加入されている方は、勤務先の事業主が年金制度への加入手続きを行うため、自分で手続きをする必要はありません。

加入の仕方は3種類。サラリーマンも学生もみんな国民年金の加入者です。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
国内に住む20歳以上60歳未満の農業、自営業などの方、学生など	会社員や公務員で厚生年金または共済年金に加入している方	第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

こんなときは届け出を！

◆第1号被保険者

こんなとき	届け出先	必要なもの
会社や役所に就職したとき	勤務先	年金手帳
住所・氏名が変わったとき	市町村役場	年金手帳

◆第2号被保険者

こんなとき	届け出先	必要なもの
60歳になる前に会社や役所を退職したとき	市町村役場	年金手帳、資格喪失証明書・離職証明など退職の証明ができるもの
会社を退職し、会社員の配偶者の扶養になるとき	配偶者の勤務先	年金手帳

◆第3号被保険者

こんなとき	届け出先	必要なもの
会社や役所に就職したとき	勤務先	年金手帳
第3号被保険者が配偶者の扶養からはずれたとき(収入増・離婚など)	市町村役場	年金手帳、資格喪失証明書

国民年金保険料の納付は、便利な口座振替をおすすめします。

口座振替の手続きは通帳・金融機関届出印をお持ちの上、金融機関または三条年金事務所で。

問い合わせ：三条年金事務所 ☎32-2239、役場町民課保険係 ☎57-6115

平成27年度

NEW!

半日ミニドックを実施します

今まで受けたことがない方も
今年こそ受けてみませんか

健診は、ご自分の健康状態をチェックできたり、
これからの健康づくりに役立つ情報が得られる良い
機会でもあります。

町では、今年度より半日ミニドックを行います。

いくつかの健診を受けるために何回も足を運ぶ時間がないという方、忙しくて健診を
受けられなかった方など、複数の健診が一度に受けられるミニドックをお勧めします。

半日ミニドックの内容

- **対象の方** 国民健康保険の方・社会保険等の被扶養者の方
- **年 齢** 40～74歳
- **健診種類** ①特定健診 ②胸部レントゲン検診 ③胃がん検診 ④大腸がん検診
※特定健診と同時実施で希望により肝炎ウイルス検診と前立腺がん検診も受けられます。
★原則4種類の健診全てを受けていただきますが、ご都合のある方はお問い合わせください。
- **費 用** ① 特定健診：基本項目 800円 詳細項目 500円
② 胸部レントゲン検診 無料
③ 胃がん検診 1,000円
④ 大腸がん検診500
※ 肝炎ウイルス検診 800円、前立腺がん検診 500円
合計 ①～④ 2,800円（肝炎、前立腺がん検診受診の場合 4,100円）
- **健診日時** 健 診 日 7月9日(木)、10日(金)
健診時間 午前8時30分～
受付時間 午前8時20分～10時40分
- **会 場** 保健福祉センター
- **申込方法** 4月13日(月)より電話または窓口にて
定員になり次第申込が終了となる場合がありますのでお早目にお申込ください。

問い合わせ：役場保健福祉課保健係 ☎57-6112

有料広告募集中！

ぜひ、PRの場に
活用してみませんか？

町の広報媒体を活用して大きな宣伝効果が期待できます。広報きずな・ホームページに掲載する広告を募集中です！

〔掲載料〕

町内3,000円(1枠1か月) 町外5,000円(1枠1か月)

申込・問い合わせ：役場総務課企画財政係 ☎57-6222

子宮頸がん 乳がん 大腸がん 無料検診のご案内

田上町では、がん検診の受診促進と、がんの早期発見および正しい健康意識の普及啓発を図るため、一定年齢の方へ限り、町の検診費用が無料となるクーポン券を発行します。

対象となる方は、ぜひこの機会に検診を受けましょう！

◆無料検診の対象者

平成27年4月20日時点で田上町に住民登録をしており、
下記に該当する方
(※年齢は、平成27年4月1日現在で表記してあります)

子宮頸がん検診*****

・20歳 平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ

乳がん検診*****

・40歳 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれ

大腸がん検診*****

- ・40歳 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれ
- ・45歳 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生まれ
- ・50歳 昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれ
- ・55歳 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生まれ
- ・60歳 昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ

申込みや希望の有無にかかわらず、個人通知いたします。子宮がん・乳がんは5月に発送予定です。
なお、該当する方で個人通知がない場合は、お手数ですがお問い合わせください。

問い合わせ：役場保健福祉課保健係 ☎57-6112

地域包括だより ⑳

「認知症」について⑧～認知症の方への介護について～

介護の参考に前回から認知症の具体的な事例、場面を紹介しています。今回は【食べたことを忘れる】です。本人に食べたことを説明しても、認知症により本人は食べていないことが現実。訴えを否定したり、無理に納得させようとしなくて少量のおやつ等を食べてもらおうと満足されます。しかし、訴えが多くなると食べすぎも心配になることもあるかと思えます。本人の好きなことをするように促してみたり、散歩に出かける等気分転換をすることもうまくいく場合があります。また、食事をするときは家族と一緒に楽しい雰囲気の中で食事をされると満足感を高め、訴えが少なくなるかもしれません(糖尿病等で食事制限のある方はかかりつけ医に相談してください)。

また認知症が進むと身の回りにある物を食べてしまうことがあります。口にすると危険な物を普段から身の回りに置かないようにして、常にお腹の調子に気をを使うなど健康状態に注意する必要があります。

【具体的には】

- ・他の話題にかえて気持ちを外に向けましょう。
- ・食事の準備中であることを伝えましょう。

【それでも要求する場合は】

- ・長持ちする飴や軽いおやつを渡して満足させましょう。
- ・おやつなどを少量ずつ渡してみましょう。

認知症の方への接し方で不安なことがございましたら、町包括支援センターへお問い合わせください。

問い合わせ：町包括支援センター ☎57-6220

有料広告

水回り、電気のことなら

一級電気工事施工管理技士事務所
一級管工事施工管理技士事務所



志田電気(株)

TEL 57-2068 FAX 57-2328

有料広告

各種の喜ぶ場所 クリーニング さんふれいす

Sun Place

☎0120-75-4002



カーテンの防炎加工(消防庁認可)

ふとん・じゅうたん・丸洗い

(有)早津インテリアセンター

田上町大字原ヶ崎

☎0120-57-2860

田上町住宅リフォーム事業補助金のご案内

町では、町民の生活環境の向上と、町内経済の活性化を図るため、一戸建て住宅を町内の施行業者を利用してリフォーム工事を行う場合に、その経費の一部を補助します。



1. 補助対象者

田上町に住民登録を行っており、町税等を滞納していない者。

2. 補助対象住宅

1. 町内にある一戸建て住宅であること。(併用住宅は1/2以上が居住部分であること。)
2. 住宅所有者又はその親族が、現に居住している住宅であること。

3. 施工業者の条件

町内に本社を有する法人事業者、又は住所を有する個人事業者。

4. 補助対象工事

1. 施工業者に請け負わせたリフォーム工事(ホームページの別表参照)で、補助基本額が20万以上(消費税含む)となるもの。
※補助基本額…補助対象工事に係る費用から製品等(ホームページの別表参照)の価格を除いた額。
2. 当年度の12月末日までに実績報告書が提出できる工事であること。

5. 補助金の額

補助基本額の20%(千円未満切捨)とし、10万円を上限とする。

6. 申請受付期間

平成27年5月8日～平成27年11月20日(役場閉庁日は除く)

※申請受付期間内であっても申請額が予算額に達した場合、申請を締切いたします。

ご 注 意

1. **必ず工事を行う前に申請し**、補助金の交付決定通知を受けてからリフォーム工事契約を結び、工事に着手して下さい。(着工済みの工事は対象となりません。)
2. 県又は町が実施する他の制度による補助金と重複することはできません。
3. 補助金額が限度額(10万円)に達しない場合でも、**工事中の内容変更による増額は認められません**。また、1住宅に対する申請は1度限りです。
4. **書類不備(添付書類の不足や誤り等)の場合は受付できません**ので、申請の際は必要書類を全てそろえてから申し込みください。
5. 申請者の代理として、施工業者が申請書類を窓口提出することは可能です。

より詳しい内容について知りたい場合は、町ホームページをご覧ください。

補助金交付申請に必要な提出書類をダウンロードできます。

また、手続きの流れやQ&Aなどを掲載しておりますので、申請をお考えの際には参考にしてください。



問い合わせ：役場地域整備課施設整備係 ☎57-6223

あなたの住まいは大丈夫？

～住宅の耐震診断・改修のすすめ～



昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を希望される方を対象に、診断料の一部を補助いたします。また、耐震診断を受けられた方で、耐震基準に適合しない住宅にお住まいの方は改修費も一部補助をいたします。

※平成23年度より行ってきた本事業ですが平成27年度で最終年度となります。

補助対象となる建築物・申請者

- ・町内に所在する個人所有の一般木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- ・町税等を滞納していない者

受付期間・補助金の額

STEP	区分	受付期限	補助金の額
STEP1	耐震診断	4/20～10/20まで	上限8万円（個人負担おおむね1万円） ※診断状態、建築面積によって個人負担額が増す場合があります
STEP2	耐震改修 (耐震診断を受けられた方)	5/20～11/20まで (工事完了は当年度の1/20まで)	上限65万円（設計費等含む） ※もしくは耐震改修に要した費用の1/3の額

町のホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ：役場地域整備課施設整備係 ☎57-6223

湯田上 カントリークラブ

夜桜観賞



期間 4月13日(月)～19日(日)

(期間中の開花状況によって変更があります。)

時間 19:30～21:00

場所 湯田上カントリークラブゴルフ場内

通常であれば、ゴルフ場利用のお客様しか見ることのできない桜並木を、近隣住民の皆様や観光客の方々にもご自由に見ていただく機会ができました。静まり返る深い夜に、輝く桜を是非鑑賞しにきませんか。

問い合わせ：湯田上温泉旅館協同組合事務局 田上町商工会内 ☎57-2291

椿寿荘イベントだより

4.29 祝 2015
相英会 津軽三味線 春風お茶会

今年も開催決定！
開場/15:30 開演/18:00
前売券/1,000円
当日券/1,300円

5.4 祝 2015
春のお茶会 江戸千家 ちんじゅそう

細かい作法は必要ありません。
お気軽にお越し下さい。
時間/10:00～15:00
料金/800円（お茶・お菓子付き）

4.15 水 2015 ～ 椿寿荘ランチ

春の椿寿荘ランチを開始致します！ 要予約
名庭を眺めながら、くつろぎのひとときを。 料金/2,400円



豪農の館 椿寿荘(ちんじゅそう) ★椿寿荘のイベント案内はブログでチェック！ 椿寿荘便り 検索
〒959-1502 新潟県南蒲原郡田上町大字田上2402 無料駐車場有り tel/0256・57・2040 fax/0256・47・1003
開館時間/9:00～16:00(年末年始休館) 入館料/●大人400円 ●小・中学生300円 ●団体20名様以上大人300円(税込)

*入館料は全ての料金に含まれます。*金額は全て税込価格です。

固定資産

「帳簿の縦覧」「課税台帳の閲覧」ができます

平成27年度の固定資産税を算定するものとなる土地と家屋の内容が記載された、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧と、「固定資産税課税台帳」の閲覧ができます。

固定資産価格等の縦覧

固定資産税を理解し、信頼していただくため、必要な情報ができる限り開示する制度です。

◇縦覧内容

- ・土地価格等縦覧帳簿（所在地番、地目、地積、価格を記載）
- ・家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載）

◇縦覧期間

4月30日（木）まで
午前8時30分～午後5時15分
（土日祝祭日を除く）

◇縦覧場所

役場町民課税務係（1階）

◇縦覧できる方

- ・資産の所有者とその同居親族
 - ・納税管理人、代理人
- ※課税されていない方は縦覧できません。

◇手数料

無料（縦覧帳簿のコピー不可）

◇縦覧に必要なもの

- ・印かん
- ・代理人の場合は、所有者の委任状
- ・運転免許証など、窓口に来た方が本人であることを確認できるもの

固定資産課税台帳の閲覧

納税義務者の方は自分の資産、賃借人等の方は使用または収益の対象となる部分について、固定資産課税台帳に記載された課税内容を確認することができます。

◇閲覧内容

固定資産課税台帳

◇閲覧期間（通年）

午前8時30分～午後5時15分
（土日祝祭日を除く）

◇閲覧場所

役場町民課税務係（1階）

◇閲覧できる方

- ・資産の所有者とその同居親族
- ・納税管理人、代理人
- ・借地人、借家人

◇手数料

1枚につき300円

◇閲覧に必要なもの

- ・印かん
- ・代理人の場合は、所有者の委任状
- ・借地人、借家人の場合は、賃貸借契約書等
- ・運転免許証など、窓口に来た方が本人であることを確認できるもの

家屋調査にご協力を！

家屋を新築または増築すると、固定資産税（町税）と不動産取得税（県税）が課税されます。

町では、それらの課税のために現地調査を実施しています。町職員が該当する家屋にお伺いしますので、皆さまのご協力をお願いします。なお、建築確認申請が不要な場合でも調査が必要となりますので、その場合はご連絡ください。

次のような場合は届け出が必要です。

- ①未登記家屋を売買等により名義変更する場合
↓『未登記家屋所有者変更届』
 - ②家屋の全部または一部を取り壊した場合
↓『家屋滅失届』
- ※翌年度からの課税台帳から削除します。

※未届けの場合は、変更前の内容で課税されます。

※届け出のない家屋を確認した場合は、過去にさかのぼった税額で徴収することになります。ご注意ください。



固定資産税の納税義務者が

亡くなったときは…

納税義務者が亡くなったときは、その相続人が納税義務を受け継ぐことになります。相続人が複数の場合は、相続人全員の共有財産として相続人が連携して納めていただくこととなります。相続人の代表者が決まった場合は、『相続人代表者指定届』を早急に提出してください。

問い合わせ

役場町民課税務係

☎ 57-6115

今年、統一地方選挙の年です。当町では、町議会議員の選挙が4月21日告示、26日投票の日程で予定されています。議員のみなさんからはこれからの「まちづくり」について町が提案する考え方を検討、協議していただく大切な4年間となります。

また、市町村合併が落ち着き、合併した自治体、合併しなかった自治体の真価が問われる時期に差し掛かっています。

町では、これまでに「まちづくり」の概略を説明してきたように、2つの拠点を中心にしたまちづくりを推進していきます。

「動」の場即ちこれからの町のにぎわいのゾーンとして役場前に(仮)地域交流会館と「道」の駅を建設する予定にしています。また、農産物の直売所等の併設も考えています。交流人口の増加を目指し町のPRの場所にしていきたいと考えています。

「静」の場は原ヶ崎交流センターを中心に文教ゾーンとして整備していく計画です。現在の原ヶ崎交流センターについては、耐震補強など最小限の改修にとどめ、不足する学習室を新築し、図書館機能を持った施設として位置づけ放課後の学童保育の場としても活用して行くことを計画しています。

現在工事中の403号バイパ

町長室の窓から

やさしさと豊かさで キラリと輝くまち田上(その157)

新しい「まちづくり」に向けて

田上町長 佐藤 邦義

にとつても宝でありますので、健やかに育って欲しいと思います。子どもの教育・子育ては、学校、幼稚園等、家庭、社会のそれぞれで育んでいくべきことと変わってきました。特に最近では少子化が進み、近所に同年代の子どものいないこともあって、家に籠もりがちになると聞いています。テレビが友達になっていく状況です。できるだけ、多くの人と過ごすことで将来に必要な社会性を身につけて欲しいものです。

田上流の小中一貫教育

田上町はこれまでに「教育のまち田上」に取り組んできました。現在では、幼稚園で殆どの子ども達が一緒に育ち、小学校入学時にはそれぞれ田上小学校、羽生田小学校に、そして中学校入学時に再度一緒に育つというスタイルは、田上流の小中一貫教育と言えるのではないのでしょうか。一方、先生方は幼稚園と小学校、小学校と中学校でそれぞれ連携を密にして小学校1年生の問題や中学校1年生の中1ギャップに対応していくことにしています。

「田上の子どもは田上で育てる」をキーワードとして先生方も一致団結して、自信を持って子ども教育に取り組んでもらっています。最終的には中学校で自分の目指す進路の実現を目的にしています。幼小中学校の教員間で連携を密にしています。幼稚園では、就学前のアプローチカリキュラム、小学校では、入学後4週間のスタートカリキュラムを実施し、小学校に入学してからのいわゆる「小1プロブレム」の解消、そして中学校入学時の「中1ギャップ」の解消を目的に算数から数学、英語に取り組む為のアプローチ・スタートプランを導入しています。これは小学校、中学校の学校生活にできるだけ早くなれることを目的とした取り組みです。

一方、中学校では、学習と同時にクラブ活動にも熱心に取り組んでいます。生徒の進路もほぼ希望する高校への入学も実現しています。田上の教育も着実に成果が出てきているようです。学校は教師の方々が団結することが第一であり、そのことが生徒・児童へ直接反映していくとされています。それぞれの小中学校においては、ぜひとも校長先生を中心に「田上の教育」に取り組んでもらいたいと思います。そのことが、「教育のまち田上」の実現に大きく寄与すると考えています。

田上町の教育の目指すところは、「田上の竹のようにまっすぐ伸びる子ども」です。目指す子ども像は、「志をもって意欲的に学び自律と思いやりの心をもつたくましい子ども」としています。そして、

スも平成30年代初頭には新潟市(旧小須戸町)に接続すると言われたいです。バイパス工事の完了と町の(仮)地域交流会館と道の駅の整備の完了が同じ頃を目指しています。

子育ての環境整備

町の子育て支援の中心は、竹の友幼稚園・ルーテル幼稚園です。幼稚園では、平成25年度に入所定員増に対応する保育室の増設を終わりました。今年には新たに保育士を2人採用しました。子育ての環境整備は、幼稚園で子ども達がのびのびと健やかに育つために必要であると同時に、保育士の増員は子

暮らしのカレンダー

4/16～5/15

月	日	曜日	内 容	時 間	場 所	
4月	16	木	10ヶ月児すくすく学級(平成26年5～6月生まれ) 補聴器相談(リオン)	9:30～ 10:00～	保健福祉センター 役場	
	17	金	乳児健診(平成26年12月生まれ)	12:50～13:20	保健福祉センター	
	18	土				
	19	日	【休日診療当番医】吉田内科医院(加茂市柳町) ☎57-7511 〈時間〉9:00～17:00			
	20	月	心と体の相談会	9:00～11:30	保健福祉センター	
	21	火				
	22	水	胃がん検診	7:30～10:00	コミュニティセンター	
	23	木	胃がん検診 補聴器相談(リオン)	7:30～10:00 10:00～10:30	コミュニティセンター 役場	
	24	金	胃がん検診 元気はつらつ教室	7:30～10:00 13:30～15:30	コミュニティセンター 保健福祉センター	
	25	土				
	26	日	【休日診療当番医】わたなべ医院(加茂市栄町) ☎53-3850 〈時間〉9:00～17:00			
	27	月	胃がん検診	7:30～10:00	老人福祉センター	
	28	火	胃がん検診	7:30～10:00	老人福祉センター	
	5月	29	水	昭和の日 【休日診療当番医】中村医院(加茂市五番町) ☎52-0095 〈時間〉9:00～17:00 護摩堂山開き 献血	10:00～13:00 9:00～11:30、13:00～15:00	護摩堂ふれあい広場 保健福祉センター
30		木	胃がん検診 補聴器相談(リオン)	7:30～10:00 10:00～10:30	老人福祉センター 役場	
1		金	元気はつらつ教室	13:30～15:30	保健福祉センター	
2		土				
3		日	憲法記念日 【休日診療当番医】大谷内科医院(加茂市上町) ☎52-0236 〈時間〉9:00～17:00			
4		月	みどりの日 【休日診療当番医】鷺塚内科医院(加茂市穀町) ☎52-2054 〈時間〉9:00～17:00			
5		火	こどもの日 【休日診療当番医】田上診療所(山田) ☎57-5015 〈時間〉9:00～17:00			
6		水	振替休日 【休日診療当番医】さくらクリニック(加茂市寿町) ☎52-9511 〈時間〉9:00～17:00			
7		木	心と体の相談会 補聴器相談(リオン)	9:00～11:30 10:00～10:30	保健福祉センター 役場	
8		金	胃がん検診	7:30～10:00	保健福祉センター	
9		土				
10		日	【休日診療当番医】うすき医院(加茂市大郷町) ☎52-1261 〈時間〉9:00～17:00			
11		月	胃がん検診 育児相談会	7:30～10:00 9:00～11:30	保健福祉センター 子育て支援センター	
12	火	湯つ多里館休館日 胃がん検診 母親学級(平成27年7～10月出産予定者)	7:30～10:00 受付9:10～、13:10～	保健福祉センター 保健福祉センター		
13	水	胃がん検診	7:30～10:00	保健福祉センター		
14	木	胃がん検診 補聴器相談(リオン)	7:30～10:00 10:00～10:30	保健福祉センター 役場		
15	金	元気はつらつ教室	13:30～15:30	保健福祉センター		

※【夜間・休日急患診療】県央医師会応急診療所(三条市興野) ☎32-0909
※「心と体の相談会」は3日前までにご連絡ください。(役場保健福祉課 ☎57-6112)

「行政への要望」と「暮らし」の 電話相談

行政機関への手続き、サービスについての要望はもちろん、相続などの暮らしの困りごとについてもお気軽にご相談ください。

◇日時 平日（月～金曜日）午前9時～午後5時

◆相談・問い合わせ：総務省行政相談委員
善養寺貴洋 ☎57-3988

行政書士による行政手続・ 相続等に関する無料電話相談

◇日時 4月18日(土)、25日(土) 午後1時～5時

◆相談・問い合わせ：大塚行政書士事務所
行政書士 大塚義行 ☎57-4090

第220回 16ミリ映写会

◇日時 4月25日(土) 午後2時～4時

◇会場 田上町公民館 ※入場無料

◇内容 「ねずみくんのきもち」
「わんぱくうさぎ・ターくんのぼうけん」
ほか全6作品

◆問い合わせ：相田良夫 ☎57-5086

《あなたの地域でも上映します》

P T A活動やお楽しみ会など地区の活動にご利用ください。映写機、スクリーン、フィルム（目録から選択）を準備します。上映を希望される方はご相談ください。費用は無料です。

映写はこちらで担当します。

（16ミリ映写機認定証をお持ちの方でも可）

◆申込・問い合わせ：相田良夫 ☎57-5086

アルビレックス新潟 試合観戦ご招待のお知らせ 2015明治安田生命J1リーグ 1stステージ 第14節

アルビレックス新潟 VS ヴァンフォーレ甲府

■日 時 5月30日(土) 13:00キックオフ

■会 場 デンカビッグスワンススタジアム
(チケットはS・Eスタンド自由席のみ)

■応募条件 田上町在住者

■募集人数 500名

■応募方法 往復ハガキの往信裏面に ①5月30日甲府 ②住所③氏名・年齢④電話番号⑤メールアドレス(お持ちの方) ⑥チケットの希望枚数(2枚まで) ⑦後援会資料請求(する・しない)を記載し、返信用表面に返信先(ご自分)の住所・氏名をご記入の上、宛先に送付してください。

※今年より、ご招待券のお申込は「自由席2枚まで」とさせていただきます。3枚以上ご希望の場合、優待価格(大人1,600円・小中高500円)にてチケット引換所で販売いたします。なお、1枚につき500円で指定席に変更することが可能です。

※往復ハガキは各自ご用意ください。応募は、1世帯につき1通限り有効です。応募多数の場合は抽選となります。

■応募期限 5月15日(金)必着(応募期限到着分以降のお申込は、無効となります)

■受け渡し ご招待の可否を返信用ハガキにてお知らせします(5月22日(金)頃の予定)。また、お電話での可否に関するお問い合わせはお答えいたしかねます。ご観戦いただく方は、返信ハガキをご持参の上、デンカビッグスワンススタジアムのEゲート前広場に設置の「チケット引換所」にてチケットとお引き換え後にご入場、ご観戦となります。

■あて先 〒950-0954 新潟市中央区美咲町2-1-10
アルビレックス新潟後援会「試合観戦ご招待」係

■問い合わせ アルビレックス新潟後援会 村山 ☎025-282-0011

■クラブの最新情報は『アルビレックス新潟携帯サイト』をご覧ください。



写真提供：(株)アルビレックス新潟

クラブの最新情報は『アルビレックス新潟携帯サイト』をご覧ください。
クラブの最新情報はこちら→



命を守る健診を受けましょう

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、生活習慣病予防のための健診（特定健康検査）を実施しています。

健診を受けるための「受診券」をお送りしますので、保険証・「受診券」・自己負担金をご持参のうえ、ぜひ受診してください。

◇受診券送付時期 4月中

◇受診対象者 協会けんぽの保険証をお持ちの、40～74歳の被扶養者（ご家族）の方

◇受診場所 健診実施施設、市町村が実施する集団健診会場など

◇費用 無料～1,526円

※詳しくは、協会けんぽから届く黄色い封筒をご確認ください。

なお、保険証の記号番号が変更になった方は、新しい「受診券」の交付申請が必要です。ご不明な点は、お問い合わせください。

◆問い合わせ：

協会けんぽ新潟支部 ☎025-242-0264

おもちゃ病院

壊れて動かなくなったおもちゃを修理します。技術料は無料ですが、修理の際、部品代が発生する場合があります。

◇日時 4月26日（日）午後1時～4時

◇会場 コミュニティセンター

◆問い合わせ：

おもちゃ病院にいがた

和田 ☎57-4860



絵本の読み聞かせ会

たがみサニープレイスでは、平成13年3月より毎月1回、第2土曜日に原ヶ崎交流センター・図書室で「絵本の読み聞かせ会」を行っています。

◇日時 5月9日（土）午前11時～11時30分

◇会場 原ヶ崎交流センター・図書室

◇内容 絵本の読み聞かせ ※入場無料

◇対象 幼児～小学生

◆問い合わせ：

たがみサニープレイス

古川 ☎53-3473



俳句 (敬称略、順不同)

花店のバケツの花に春の色
伸びなやむ雪に押されし春野菜
春の山やっと見つけた露のとう
猫柳川で栄えし町ほとり

湯川 阿部 聆子

短歌 (敬称略、順不同)

いくつもの季節のめぐりて思い出は消えはしなくて心にきざまれ

湯川 阿部 聆子

川柳 (敬称略、順不同)

鈴鉦を手にし唱えや数拾年長寿の秘訣趣味のゆとり

本田上 小柳 恒子

湯川 阿部 聆子

涙ため好物がでて笑う孫顔

団子よりチョコに花びら花見酒

落選でも笑っていますポスターは

笑ひ顔かくしてみてもひげとしわ

甲子園振子の如き子等の手よ

山田 加藤 山里

羽生田 岡田 尚久

清水沢 近藤 健一

清水沢 坂内 昇甫

清水沢 坂内 昇甫

戸籍の窓

こせきのまど

2/26~3/25届出分、
敬称略

赤ちゃん誕生

- | | | |
|-----|----|-------------|
| 羽生田 | 牛田 | 想春 (佑真・彩佳) |
| 坂田 | 笹川 | 陽菜 (健弘・亜希子) |
| 羽生田 | 羽田 | 直弥 (寛・功子) |

おくやみ

- | | | |
|-----|----|----------|
| 中店 | 中澤 | 登 (79) |
| 原ヶ崎 | 豊田 | 瑠璃子 (95) |
| 中店 | 井上 | 祐種 (83) |
| 上野 | 齋藤 | フミ枝 (91) |
| 中店 | 佐藤 | 司郎 (85) |

※掲載希望の有無を役場町民課(総合受付)へお申し出ください。

田上中学校同窓会長 交代のお知らせ

田上中学校の同窓会長が平成27年4月1日をもって交代しました。佐野恒雄前会長は、平成24年4月1日から3年間にわたって同窓会長の任を果たされました。



川崎昭夫新会長

これから、川崎新会長、児玉輝男副会長、吉澤宏会計監査が中心となり、平成28年度の創立70周年、その後の周年事業に向けて同窓会組織を再編成していきたいと思います。町民のみなさまのご協力をお願いします。

◆問い合わせ：

田上中学校同窓会事務局 ☎57-2039

携帯電話へのメール配信サービス

毎月1日・16日は行政情報、緊急性の高い情報(緊急情報、不審者情報)は随時配信。また、季節に応じて除雪情報なども情報提供します。下記メールアドレスに空メールを送り、登録画面から欲しい情報を選択してください。

※氏名、年代、性別、居住地は必須ではありませんが、差し支えなければご回答ください。(今後の配信サービスの内容向上に役立ちます。)

「p-tagami@b.bme.jp」

※登録無料。ただし、別途通信料がかかります。

「b.bme.jp」・「tagami.ed.jp」をドメイン指定してください。

問い合わせ：役場総務課 ☎57-6222



QRコードからでもメールアドレスを取得できます。

田上の学校

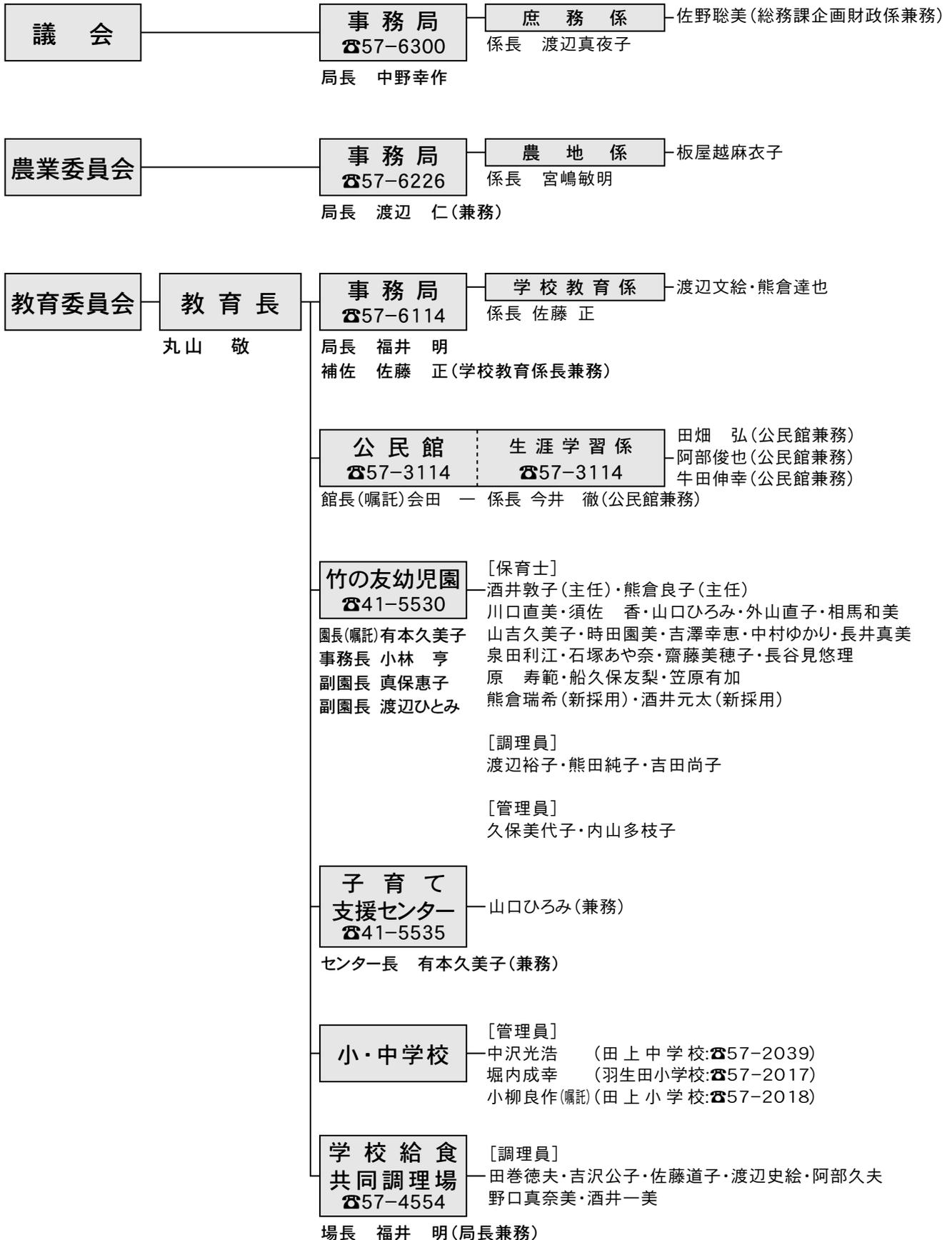
教育勅語と御真影①

明治の1桁時代は徳川時代の鎖国の反動もあつて欧米文化が滔々と流れ込み西洋陶酔の思想が国民の間に浸透していた。教育の世界でも学校制度、教材等においても、その例にもれなかった。明治5年9月5日に「学制」という法律が出された。しかし、この法律はあまりにも机上の理想であつた。そこで、「教育令」という法律を明治12年9月29日に制定した。しかし、この法律はあまりにも、緩め過ぎる法律であつた。そこで、13年12月28日に「改正教育令」が出され、18年8月12日に「再改正教育令」が交付された。そして、19年4月「小学校令」という法律が制定され、猫の目のように国の方針が変わつた。「朝令暮改」と後の人たちは言った。このように、僅かの間に次々と法律が変わり国民は混乱していた。こんな時代が続いたので、時の明治政府は明治天皇のお名前をかりて、これからの日本国民の進む道を示した。これが、「教育勅語」であつた。

明治23年10月23日付けで全国の学校に下付されることになつた。新潟県では、まず、県立の新潟師範学校と同校の附属小学校に下賜された。続いて県内の22の高等小学校にくだされた。この頃は県庁で複写していた。更に12月には地方の中心校に配布された。この辺では三条の郡役所で郡長自ら交付した。この時、羽生田小学校も受領した。続いて明治天皇のお写真も下賜された「御真影」といった。羽生田小学校では、明治27年11月22日に教育勅語及び御真影を安置する場所を講堂の南方に新設した。当時、お式の会場、集会場のような少し広く教室とも運動場ともつかない部屋があり講堂といつた。そこに、幅6尺、奥行3尺の場所をとり、安置することにした。その経費は5円70銭と記録されていた。その後、明治29年に高等科ができ、講堂が運動場になつたので、尊影を汚されることを恐れ、更に一棟を旧奉安所のわきに、独立した奉安所を建てて部屋を別棟にした。これに要した経費は39円50銭。竣工は3月1日に皇后の御真影も下付され、昭和3年10月8日に昭和天皇及び皇后両陛下の御真影が下賜された。

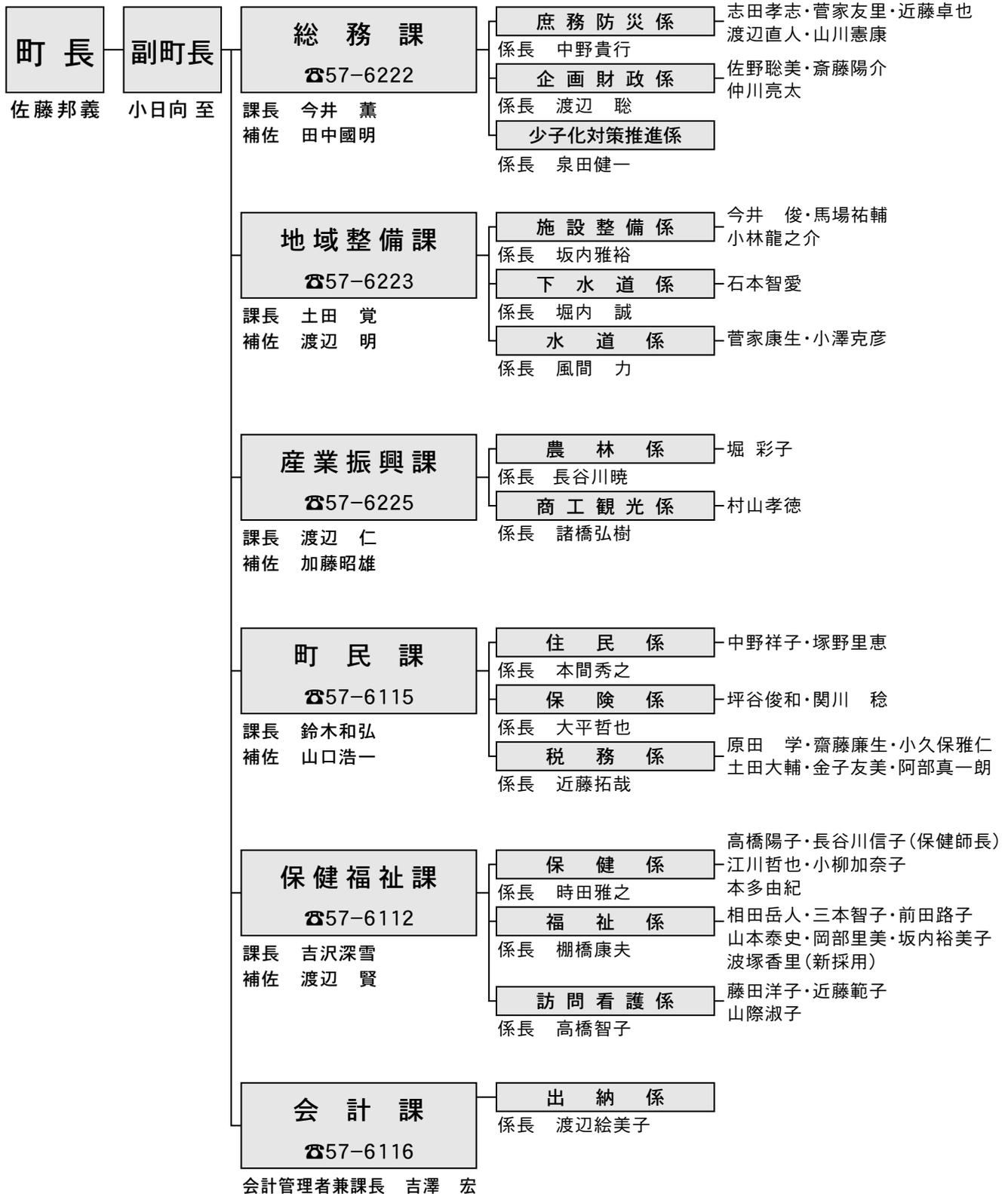
(続く)

投稿：吉沢和平(上野)



平成27年度 田上町行政機構図及び職員名簿

(平成27年4月1日現在)





田上町の桜



「薬師の桜」

“町の名木”に指定されている「薬師の桜」は、山田集落の円福院薬師堂の境内にあります。湯田上温泉開湯（薬師の湯）の時に植えられたといわれますから、樹齢約280年の古木です。以前、新聞に県内の大桜の一つにもとり上げられたこともある、県内有数の巨樹です。

花の時期は、4月中旬～下旬で、山の麓の薬師堂の堂宇と数本の桜と共に調和した静かな佇まいは、近くに薬師の湯跡があり、田上温泉の歴史を物語るものがあります。

（投稿者 下吉田 高橋務さん）

■投稿記事あて先 / 〒959-1503 田上町大字原ヶ崎新田3070番地
田上町役場総務課 ☎57-6222
メールアドレス t2222@town.tagami.niigata.jp

子育て応援

お手軽野菜レシピ ①



野菜の甘みが
おいしいよ。
米たより

田上レンジャー
(田上町食育推進キャラクター)

「町民の健康に関するアンケート」では成人の約8割が「野菜を食べるようにしている」と回答していますが、実際に野菜料理を「毎食食べている」は約3割です。特に、20代から40代に野菜不足が見られます。4月から身近な野菜を使ったおすすめレシピや、給食で子ども達に人気の野菜料理を紹介していきます。

上野地区食推おすすめレシピ

どこの家でも常備しているにんじん、玉ねぎ、じゃが芋を使って「安くてボリュームたっぷりおいしい」です。人参は、よく洗えば皮むき無しでも大丈夫です。

野菜の彩り炒め



★野菜の彩り炒め

材料 (4人分)

じゃが芋…中2個 にんじん…中1/2本
玉ねぎ…中1個 しめじ…1/2袋
もやし…1/2袋 折菜…2本
卵…1個 ベーコン…1パック
白ごま、塩、コショウ、オリーブ油…少々

作り方

- ①折菜は色よく、サッと湯通しする。
- ②じゃが芋、にんじんは細めの拍子切り、玉ねぎは薄切りにし、しめじはほぐす。
- ③フライパンにオリーブ油を入れ、1cm位に切ったベーコンを入れて炒める。
にんじん、じゃが芋を入れ、じゃが芋に色がついたら、玉ねぎ、しめじ、もやしを入れ炒める。
- ④炒めた野菜を端によせ、溶き卵を入れホロホロにする。全体を混ぜ合わせ、折菜を加え、塩、コショウで味を整える。仕上げにごまをふる。

★食推紹介コーナー

上野地区の食推は、現在11名です。地区行事などを通して、各世代の人に食事の大切さやみんなで食べる楽しさを伝えるボランティア活動をしています。

★くりまわしのアイディア

多めに作って、耐熱皿に具材を入れ、マヨネーズ少々を線状にひき、とろけるチーズをのせたり、ミートソースと粉チーズをかけて、焼いてもおいしいです。

町の人口 (3月31日現在)

↑	世帯数	4,118	世帯
	(前月比)	- 9	
●	人口	12,443	人
	(前月比)	- 42	



今月の納税

- ◆固定資産税 1期
- ◆国民健康保険税 1期

※納税は便利な口座振替がおすすめです！



【担当のコーナー】4月4日は、日本全国で皆既月食を観測できました。昨年10月8日にも皆既月食が起こり、その時は、とてもきれいに観測ができましたが、今回は新潟県はあいにくの曇り空でした。梅林公園の梅林と、月食のコラボ写真を撮りたいと考えていましたが、残念ながら皆既月食のころは、雲が厚く観測できませんでした。次回は3年後、その時は晴れて欲しいですね。